

(改正)

第10条 この細則の改正は、科長会議の議を経て院長が行う。

2 この細則の改正に係る事務は、総合企画部企画課が行う。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

学習院身体障害者支援給付援助金の対象者の選考に関する女子大学内規

(平成17年4月1日施行)

第1条 この内規は学習院身体障害者支援給付援助金細則第4条に基づき、女子大学（女子大学大学院を含む）における学習院身体障害者支援給付援助金を給付する対象者（以下「援助生」という。）の選考に関する事項を定める。

第2条 援助金の給付を希望する学生から、学習院身体障害者支援給付援助金の申請があった場合は、学生委員会にて援助生の選考を行なう。

第3条 女子大学長は、学生委員会の選考結果を受け援助生として院長に推薦する。

第4条 この内規の改正は、学生委員会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

学習院女子大学における 身体等に障害のある学生への支援に関する規程

(平成28年6月23日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、学習院女子大学（以下「本学」という。）への入学希望者のうち障害のあるもの及び本学に在学する身体等に障害のある学生（大学院学生を含む。以下「障害のある者」という。）に対し、入学試験、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある者」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障害があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めたものをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある者が必要かつ合理的な配慮がなされないことによる教育上及び学生生活上の不利益を被ることがないように、必要な支援方を推進する責務を有する。

(学部長及び研究科委員長の責務)

第4条 学部長及び研究科委員長は、学長の命を受け、障害のある者が教育上及び学生生活上の不利益を被ることがないように、具体的支援方策を実施する責務を有する。

2 学部長及び研究科委員長は、学生に対し、障害により日常生活及び学習場面において様々な困難が生じることについて理解させるための啓蒙活動を行うことにより、障害に理解を持ち、共に支え合う意識のある学生を育成するよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障害のある者が、教育上及び学生生活上の不利益を被ることがないように、必要かつ合理的な配慮及び支援を行うとともに、支援方策の実施及び啓蒙活動に対し積極的に協力する責務を有する。

(支援に対する希望の申出)

第6条 障害のある者は、入学前、入学後のいずれの時期においても、支援に対する希望の申出（以下「申出」という。）を行うことができる。なお、本人による申出が困難な場合には、その父母保証人が代わりに申し出ることができる。

2 入学試験前における申出は、入学試験要項の定めるところによる。

3 入学試験後における申出は、本学所定の様式により、支援を必要とする学生本人及び父母保証人が署名した上で、随時事務運営課に提出するものとする。ただし、支援の継続を希望する場合は、年度毎に申し出なければならない。

(支援内容の決定)

第7条 申出が入学試験前になされた場合は、入学試験委員会において受験特別措置を検討の上、決定する。なお、特別措置を講じた入学希望者が本学に入学した場合、特別措置に係る情報は、事務運営課に引き継がれるものとする。

2 申出が入学試験後になされた場合は、申出の内容により、教務委員会又は学生委員会において具体的支援方策を検討し、決定する。

3 障害のある者への配慮に基づいた支援を全学的に行う必要がある場合は、運営委員会の議を経て、学長が決定する。

4 前3項について、支援内容の具体的な検討を行った上で、学生間の均衡を失する又は本学にとって過重な負担に当たると本学が判断した場合は、申し出た者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、障害のある者への支援について必要な事項は、別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、運営委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。